

平成 24 年 8 月 31 日

独立行政法人環境再生保全機構の業務・マネジメント等に関する意見募集の結果

環境省独立行政法人評価委員会
環境再生保全機構部会

標記について、平成 24 年 7 月 6 日から 7 月 19 日までの間、環境省のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1 名の個人の方から 1 件のご意見をお寄せいただきました。

今般、いただいたご意見を別添のとおり取りまとめて公表します。

本部会は、いただいたご意見を参考にしつつ、平成 23 年度における独立行政法人環境再生保全機構の業務の実績に関する評価を行いました。

今回、ご意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

| 業務実績報告書の 該当項目 | 該当ページ | ご意見 |
|------------------|---------|--|
| 平成 23 年度資金計画 | 94 ~ 96 | キャッシュ・フロー計算書における業務活動と投資活動の総支出の比率を、最大 51 対 49 とし、業務活動を上回る投資活動は行わないように定款などで規定する。独立行政法人にとって、業務活動が本来の仕事であるので、そちらがおろそかになり、投資にのめりこむ事を避ける必要があると思います。それは、国からの莫大な資金がある中で、きちんと行うべき業務に充てていき、相応の効果を得る必要があると思うからです。 |

ご意見を受け、環境再生保全機構に対して、本件について確認したところ、下記のとおり回答がありましたので、あわせてご報告します。

<回答>

機構の業務については、運営費交付金や各種補助金、賦課金等を財源とする業務のほか、国、民間団体等からの出えんにより造成された基金の運用収入等を財源とする業務があります。

そのような業務においては、通常、「投資活動による支出」にあたる債券等への投資等(基金の運用元本)が、「業務活動による支出」の財源である運用収入を上回ることとなります。

また、運営費交付金や各種補助金、賦課金等を財源とする業務についても、業務の支出を行うまでの間、安全かつ効率的な資金管理等のため、大口定期等への預入れを行っており、このような運用も「投資活動による支出」として計上されております。

このような理由から、機構全体の支出の総計において、「投資活動による支出」が「業務活動による支出」を上回っているところです。

なお、基金等の運用にあたっては、独立行政法人通則法や独立行政法人環境再生保全機構法において、運用方法等が規定されており、機構においても、同法を踏まえ、安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、運用資金毎にその運用方針を定め、大口預金、国債、地方債等の安全性の確保を最優先とした運用を行っているところです。

以上のように、機構の投資活動は適切に実施されていると考えており、ご指摘のように、投資総支出額が高いということをもって、投資に重点が置かれ、本来の業務活動がおろそかになるということはないと考えております。